

教員養成の「質保証」の現状と課題 ——スコットランドの教員養成モデルの検討——

佐藤 千津

(東京学芸大学)

はじめに

近年の教員養成をめぐる政策論議の焦点の一つに教員養成の「質保証」がある。教員養成の「質」を担保するために、教員養成の評価システムや大学間コンソーシアムを活用した相互評価システムといった新たな事後評価システムの構築も検討されている¹⁾。そこで求められる教員養成の「質」とは何か。どのような教員養成モデルが想定されるのか。本稿ではスコットランドの取り組みに注目したい。スコットランドは独自の教育制度を有し、近年の教員養成制度改革についていえば、教職の専門職性の捉え方においてもイングランドとは異なる方向性を示している。本稿では、教員養成の水準管理の責任主体である GTCS (General Teaching Council for Scotland) の組織と役割を具体的に取り上げ、そこで想定される教員モデルあるいは教員養成モデルとその「質」について検討し、イングランドとの違いにも触れながら、日本の教員養成に固有の問題や課題について考えてみたい。

1. スコットランドの教員養成制度

スコットランドでは、オープンユニバーシティを含む8大学²⁾で教員養成プログラムが提供されており、4年制の BEd (Bachelor of Education) 等の学士課程と学卒後の1年制の PGDE (Professional Graduate Diploma in Education) が教職にいたる主なルートである。イングランドのように教職にいたるルートや教員養成提供機関の多様化はあまり見られず、限定的である。また、教員養成が大学ベースで行われ、研究に裏付けられた実践への志向性がスコットランドの教員養成の強みとして認識されている³⁾。現状では、教員養成プログラムへの入学が狭き門となっていることもあり、全体として質の高い学生の確保ができている。

2. スコットランドの「教員モデル」

スコットランド政府の委託を受けてグレアム・ドナルドソン (Graham Donaldson) が実施した教師教育に関する調査の報告書である『スコットランドの未来の教育 (Teaching Scotland's

Future — Report of a review of teacher education in Scotland)』が2010年12月に公刊された。スコットランドの教育の質を高めるには教員の質の向上が不可欠であるという前提から教員制度の現状と課題、そしてそれを踏まえた提言が示されている。それによれば、スコットランドの教育に必要な「21世紀の教員 (twenty-first century teachers)」に求められる役割は、教育を変え、それをリードするキーアクターとしてのそれである。つまり、自身の勤務校の子ども・若者の教員というだけでなく、地域や国あるいは国際社会という、より広い文脈におけるそれという「拡張された専門職性 (extended professionalism)」⁴⁾の意味で捉えられている。教員の役割を学校内外の文脈に広く置いて捉えるという特色は、イングランドの新しい専門性基準 (『教員の基準 (Teachers' Standards)』)⁵⁾の方向性とはやや異なるように見受けられる。

3. 教員の専門性の定義——教員養成の「質」の内容

このような教員の役割や専門性の捉え方は、教員養成の質保証の考えにも反映されている。スコットランドでは、教員のキャリアステージにあわせて4種類の専門性基準 (教員養成基準、教員の本登録基準、認定教員 [Chartered Teacher]⁶⁾基準、校長職基準) が策定されているが、教職というキャリア全体にわたる職業的専門能力の枠組みを定める専門性基準の中で、基礎となる基準が『教員養成の基準 (Standards for Initial Teacher Education [SITE])』⁷⁾である。この基準は、教員養成を修了した時点で学生が何を修得しているべきかを示すもので、新たに教員資格を取得した有資格者がどのような教員であるべきかというビジョンに基づくものである。同時に、大学がその養成プログラム⁸⁾をデザインするための諸要件を規定するものもある。言い換えば、『教員養成の基準』は、スコットランドの教員養成プログラムを修了した学生が身につけていかなければならない力とは何かを明確にし、それぞれの教員養成プログラムにおいて教育・評価すべきスキル・能力・知識・理解・価値に関する基準を明示するものである⁹⁾。それによって教員養成の「質」の内容が示されているといえよう。またそれは「教員養成モデル」を規定することにもなる。専門性基準の策定は「教員養成によって何ができるかをオープンにすること」でもあった¹⁰⁾。

ちなみに、スコットランドの場合には、QAA (Quality Assurance Agency for Higher Education [高等教育質保証機構]) が教員養成に関わることで、それが大学の他の箇所とうまく調和するように工夫されている。そこでは、「教員養成」が他の学問分野と同じ一分野として扱われており、『教員養成の基準』は教員養成のベンチマーク・ステートメントという形で定義されている¹¹⁾。この点もイングランドとは異なる点であろう。

4. 教員養成プログラムのアcreditation (accreditation)

(1) GTCS の組織と役割

それでは、教員養成の「質」を維持・管理し、向上させるシステムとはどのようなものだろうか。GTCSによる養成教育の質の維持・管理の仕組みについて具体的に見ておきたい。

教員資格取得のための養成プログラムは6年ごとにGTCSのアクレディテーションを受けなければならない。GTCSのアクレディテーションとは「教員資格の取得につながる教員養成プログラムの専門的適切性（professional acceptability）を確認するプロセス」¹²⁾と定義されるもので、このプロセスにはスコットランドの教育コミュニティを形成する多くの関係者が直接・間接に関わっている。

スコットランドのGTCSは、Teaching Council (Scotland) Act 1965に基づき、教職関係者が教職に関する諸事項（教員の資格、養成、研修など）を自律的に管理するために設けられた団体である。スコットランドの公立学校に勤務するすべての教員はGTCSに登録することが義務づけられ、その登録料で運営されている。最近の動向として注目されるのが、2012年4月にGTCSが、政府から完全に独立した教職の自律的職能団体としての法的地位を得たことである¹³⁾。この独立に伴い、それまではスコットランド大臣が有していた教員養成プログラムの認定およびその取り消しに関する権限もGTCSに付与されたことは特筆すべきであろう。

GTCS設立の目的を端的にいえば、スコットランドにおける教育や学習の質の改善と、教員の職能水準の維持・向上であり、その役割には次のようなものがある。

- スコットランドの教員登録制の維持・管理
- 教師教育に関する基準、登録教員に求められる行動規範および専門的能力に関する基準の設定（および必要に応じた見直し）
- 登録教員あるいは登録希望者の適格性の把握・調査
- 教師教育に関する情報の収集
- 教員の養成、研修、キャリア形成、教職への適格性、教員の供給（報酬・待遇の条件は除く）に関する事項の検討およびスコットランド大臣への提言
- その他の教育関係者の登録制の維持・管理¹⁴⁾

教員の職能水準の維持・向上という目的に即していえば、教員養成プログラムの認定とアcreditation、有資格教員の登録、教員の専門性基準の開発、認定教員や校長の資格授与のためのプログラムやモジュールのアクレディテーション、などをGTCSが行っている。つまり、GTCSはスコットランドの教員の質を総合的に管理する責任主体である。

これに関して重要なことは、GTCSの構成員が誰なのかである。GTCSは37名のメンバーによって構成される。その構成は大別して三つに分けられる¹⁵⁾。まず、(1) 登録教員による選挙によって選出される教員（19名）で、これが過半数を占める。その内訳は、幼稚園および初等学校の教員9名（校長2名を含む）、中等学校教員8名（校長2名を含む）、継続教育機関の教員1名、教員養成プログラムを提供する大学の教員1名である。次に、(2) 教育に関する機関・団体の代表（11名）である。これには、地方局（local authority）（3名）、ユニバーシティ・スコットランド（Universities Scotland）（3名）、継続教育機関の学校理事会（1名）、スコットランド独立学校評議会（Scottish Council of Independent Schools）（1名）、スコットランド教会（Church of Scotland）（1名）、ローマ・カソリック教会（Roman Catholic Church）（1名）、保護者評議会

(Parent Councils and Combined Parent Councils)（1名）、といった組織の代表が入っている。最後に、(3) GTCS から独立した任用委員会によって選出される登録教員ないし有資格教員以外の者（7名）となっている。

カウンシルメンバーは、一つの委員会と一つのパネル、あるいは二つの委員会に属することになるが、パネルの一つに「アクレディテーション・パネル (Course Accreditation Panel)」があり、このパネルが教員養成プログラムのアクレディテーションの実務を担っている。GTCS は、認定教員の資格授与のためのプログラム／モジュールの精査・認定や、校長資格授与のためのプログラムの精査・認定に関わるアクレディテーションも行っているが、ここでは教員養成プログラムのアクレディテーションについて見ておく。

（2）アクレディテーション・パネルの役割と権限

前述したように、すべての教員養成プログラムは6年ごとにアクレディテーションを受けなければならない。また、新たなプログラムの設置や既存プログラムに大幅な改編がなされる場合は別途実施する必要がある¹⁶⁾。実施件数は年平均5件程度であり、2010年度は2件であった¹⁷⁾。アクレディテーションに要する費用は原則として GTCS が負担するが、大学がアクレディテーション・パネルの旅費（宿泊を伴う場合の宿泊費や食費など）を負担することもある¹⁸⁾。

アクレディテーション・パネルには適任者5名以上を選任することになっており、カウンシルメンバー（3～4名程度）と外部メンバー（少なくとも2名は GTCS の外部の者。高等教育部門、地方局、学校などを含む広義の教育コミュニティの中から当該大学・プログラムと利害関係がない者を選任する）とで構成される。これらのパネルには養成プログラムの精査・認定と大学への助言に関する権限が与えられる。なお、パネルの規模は対象となる養成プログラムの数、学生数、プログラムを提供する際の複雑さの度合いによって調整される。

アクレディテーションの当日の手順は次のとおりである。

- ① GTCS あるいは大学において非公開の会議（パネルのみ出席）を開催し、アクレディテーションにおいて話し合うべき事項や検討対象とする領域を明確にする。
- ② 大学がパネルに対して当該プログラムに関する短いプレゼンテーションを行う。それを踏まえ、プログラムに関する主要な変更点や特色、大学と実習機関（学校等）のパートナーシップに関する取り決めの詳細、大学内部の審査プロセスの結果など、当該プログラムの概要を報告する。
- ③ パネルと大学の間で質疑応答を行い、上記①で焦点化した事項について検討し、当該プログラムに関わる問題や課題の明確化を図る。この過程で、大学の役員、教員、学生、地方局、実習機関の関係者も関係グループごとに参加してパネルの質疑に応答する。
- ④ 非公開の会議（パネルのみ出席）において、プログラムごとに結論を検討し、認定に関する決定を行う。
- ⑤ その後に結果を大学に伝える¹⁹⁾。

アクレディテーションにおけるパネルの役割は、主として次のような事項を確認することである²⁰⁾。それは、(1) 全ての養成プログラムの要求水準や信頼性が高く、かつ専門的に適切であること、(2) プログラムの内容が現在の学校のニーズに合致していること、(3) 専門的成长のための機会が多く取り入れられており、新任教員が将来の学校のニーズや課題に対応する力を身につけることができるものの3点である。それを確認するための問い合わせとして、「教員養成プログラムのアクレディテーションのための評価枠組み (*Evaluation Framework for the Accreditation of Programmes of Initial Teacher Education in Scotland*)」には、アクレディテーションのための15の質問項目が示されている²¹⁾。これらの質問項目を当該プログラムのケースに即してより具体的で個別的な質問にカスタマイズすることがパネルには求められるため、教員養成や教員の質に関する高い識見が必要となる。

アクレディテーションの判定は、①認定、②条件附認定、③大幅な修正を求め、認定の決定は保留とする、④認定しない、といった4段階でなされるが、多くは条件附認定である。前述したように、パネルには養成プログラムの精査・認定と大学への助言に関する権限が与えられており、主要な結果は実施当日にパネルから大学に口頭で伝えられ、事後に文書で正式に伝えられる。つまり、パネルは、上位組織にあたる委員会やGTCSに照会することなく、そのプログラムに関する決定や大学に対する助言を行う権限を有している。上位の委員会やGTCSに対しては事後に報告書を提出する²²⁾。このように、実際にアクレディテーションの実務を担当するパネルに大きな権限が付与されていることはスコットランドのアクレディテーションの特徴の一つであろう。

おわりに

以上のように、スコットランドでは、教員の「質」を規定するような専門性基準の策定や、教員養成プログラムに対するアクレディテーションによって教員養成の質が担保される仕組みになっている。また、そのシステムに広義の教育コミュニティの関係者の多くが直接・間接に参画していることは、明日の教育の「質」をコミュニティの協働によって担保しようというスコットランドの文化や価値観によるものであり、教育に対する社会の信頼や期待の現れであろう。

日本の現状において、学部レベルで教職の認定課程を有する大学は600校に上る。多様な教員養成を提供するそれらを横断的に捉え、日本の教員養成全体の質保証を考えるような事後評価システムの構築には課題が多い。教員養成や教員の「質」をどう捉えるかについて、教育に関わる関係者がともに考えることや、教員養成関係者が相互に学び合うことが必要だろう。スコットランドのアクレディテーションは、教員養成プログラムの精査・認定の手続きを通して、まさにそのプロセスのなかで教育関係者がともに考え、当該プログラムの強みを共有するとともに弱点や課題を解決し、より良い教員養成を創り上げていくための「場」として機能しているように思われる。新たな枠組みで教員の「質」を捉え直し、それについて教育コミュニティの関係者が広く討議することが、明日の教育の「質」を考えることとして、まず必要なことではないだろうか。

【付記】

アクレディテーションの手続きの内容の一部は、GTCSがダンディー大学（University of Dundee）（2012年3月6日～7日実施）およびグラスゴー大学（University of Glasgow）／スコットランド王立芸術学院（Royal Conservatoire of Scotland）（2012年5月25日実施）の教員養成プログラムに対して実施したアクレディテーションを筆者が観察した際の記録に基づいている。本調査に協力していただいたGTCSに謝意を表したい。なお、この調査は東京学芸大学「教員養成教育の評価等に関する調査研究」プロジェクトの経費によって実施したものである。

- 1 中央教育審議会「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）」（平成24年8月28日）、2012年。
- 2 教員養成プログラムを提供する大学は2013年6月現在では次の9校となっている。University of Aberdeen, University of Dundee, University of Edinburgh, University of Glasgow, University of Stirling, University of Strathclyde, University of the West of Scotland, The Open University in Scotland, University of the Highland and Islands.
- 3 Donaldson, G. (2010) *Teaching Scotland's Future-Report of a review of teacher education in Scotland*.
- 4 Donaldson, G. (2010) *Teaching Scotland's Future-Report of a review of teacher education in Scotland*. p.5.
- 5 Department for Education (2012) *Teachers' Standards*.
- 6 認定教員（Chartered Teacher）制度は検討に付されている。
- 7 GTCS (2006) *Standards for Initial Teacher Education*. なお、2013年からは改訂された新しい基準が施行される。
- 8 スコットランドでは養成教育の認定はプログラムごとに行われる。
- 9 GTCS (2006) *Standards for Initial Teacher Education*.
- 10 GTCSの財務・経営ディレクター（Director of Finance and Administration）であるガビン・スコット（Gavin Scott）氏へのインタビュー、2011年2月18日（GTCS, エジンバラ）。役職名は当時のもの。
- 11 Christie, D. (2008) "Benchmarks and Standards in Teaching" in Bryce, T.G.K. and Humes, W.M. (eds.) *Scottish Education - third edition, beyond devolution*, pp.845-854.
- 12 GTCS (2006) *Policy Statement : Accreditation of Programmes of Initial Teacher Education in Scotland*, p.1.
- 13 The Public Services Reform (General Teaching Council for Scotland) Order 2011.
- 14 The Public Services Reform (General Teaching Council for Scotland) Order 2011.
- 15 "About the Council", GTCS, (<http://www.gtcs.org.uk/council/council.aspx>) (2012年7月15日閲覧)。
- 16 GTCSの教育政策ディレクター（Director of Educational Policy）であるトム・ハミルトン（Tom Hamilton）氏へのインタビュー、2012年3月7日（ダンディー大学）。役職名は当時のもの。
- 17 GTCS (2011) *Annual Report 2010-2011*, p.6.

- 18 ダンディー大学に対するアクレディテーションの実態調査およびGTCSの教育政策ディレクターであるトム・ハミルトン（Tom Hamilton）氏へのインタビュー、2012年3月6日～7日（ダンディー大学）。アクレディテーションに関してパネルへの報酬は特にない。但し、カウンシルメンバーはGTCSの会議や研修に出席する際は半日（3.5時間まで）につき75ポンドを要求することができる。
- 19 GTCS (2006) *Policy Statement : Accreditation of Programmes of Initial Teacher Education in Scotland*, p.5. およびダンディー大学に対するアクレディテーションの実態調査に基づく。
- 20 GTCS (2006) *Policy Statement : Accreditation of Programmes of Initial Teacher Education in Scotland.*
- 21 GTCS (2006) *Evaluation Framework for the Accreditation of Programmes of Initial Teacher Education in Scotland.*
- 22 GTCS (2006) *Policy Statement : Accreditation of Programmes of Initial Teacher Education in Scotland.*